

經濟產業省 說明資料

2023年10月16日

經濟產業省

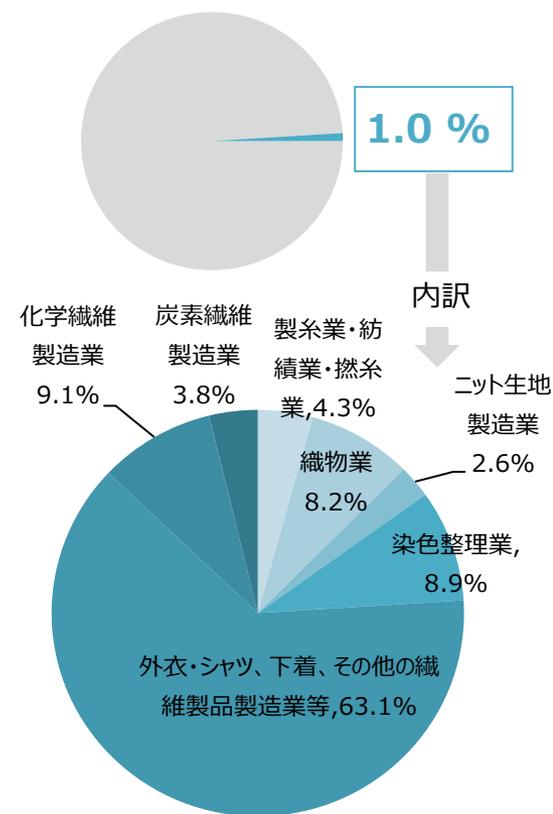
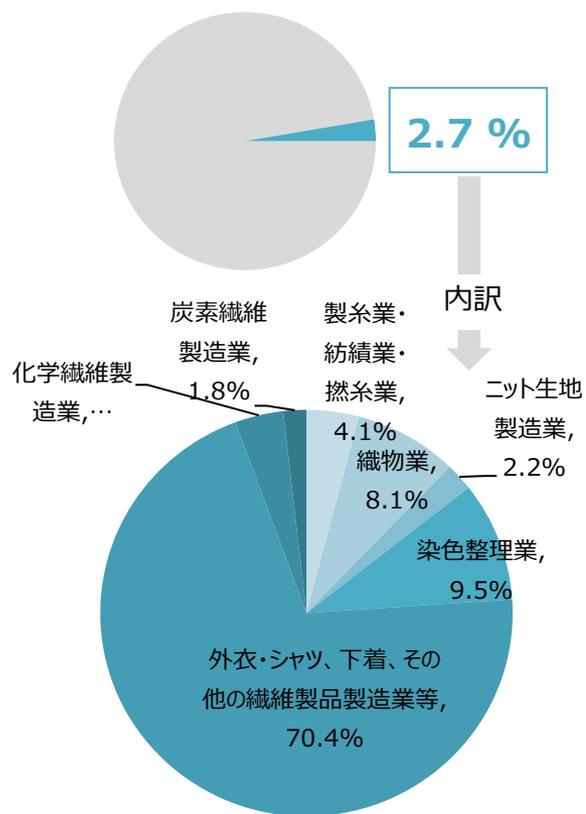
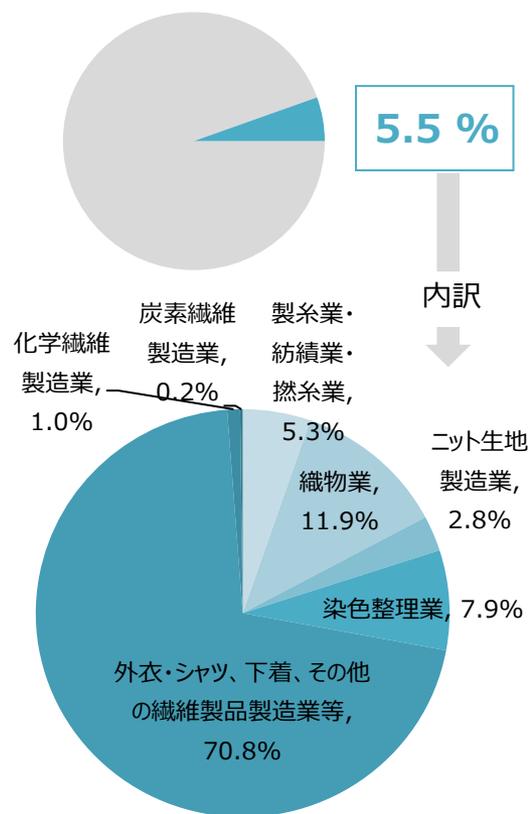
製造産業局

国内の繊維産業の現状

製造業に占める繊維産業の位置づけ

- 繊維産業は全製造業のうち5.5%の事業所数、2.7%の従業員数を占める産業。

■事業所数 約1.2万（2021年） ■従業員数 約21.0万人（2021年） ■出荷額 約3.1兆円（2021年）



※ 1. 個人経営を除く全ての事業所が対象。

※ 2. 繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。

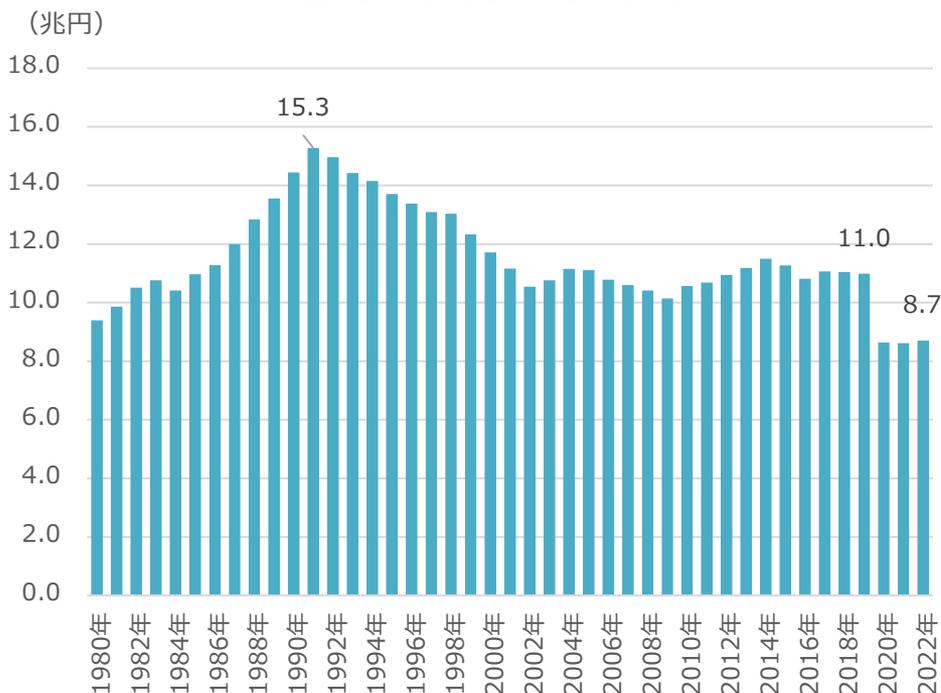
※ 3. 内訳は綱・網・レース・繊維粗製品製造業を除く

資料：2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）

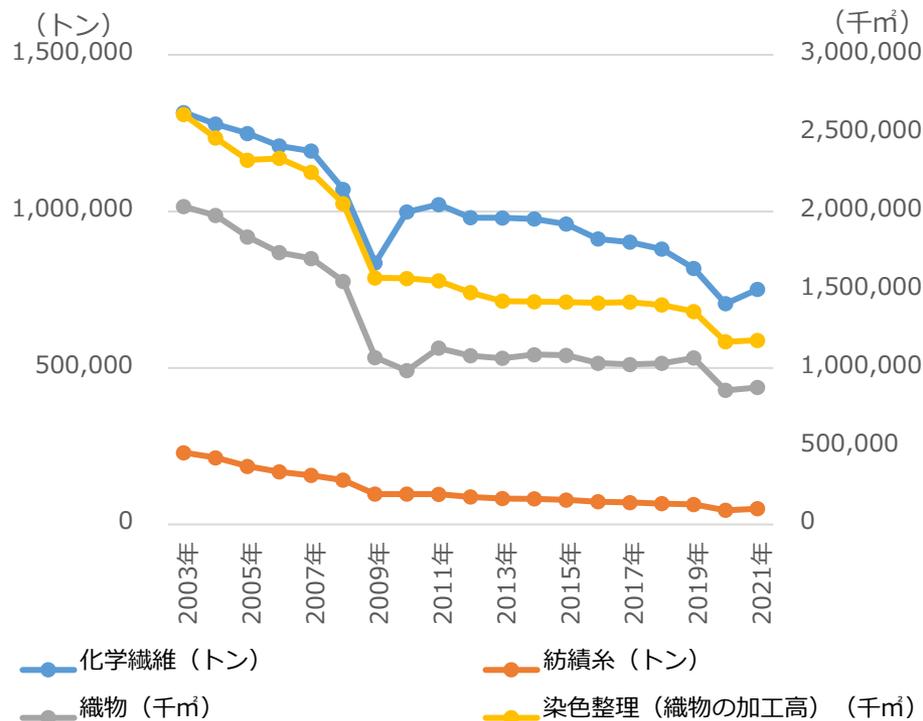
市場規模、生産量の推移

- 衣料品等の国内市場規模は、1990年代に入り減少傾向だったが、2000年代以降は横ばいの状況。
- 2020年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた。

衣料品等の国内市場規模推移



国内生産量等の推移



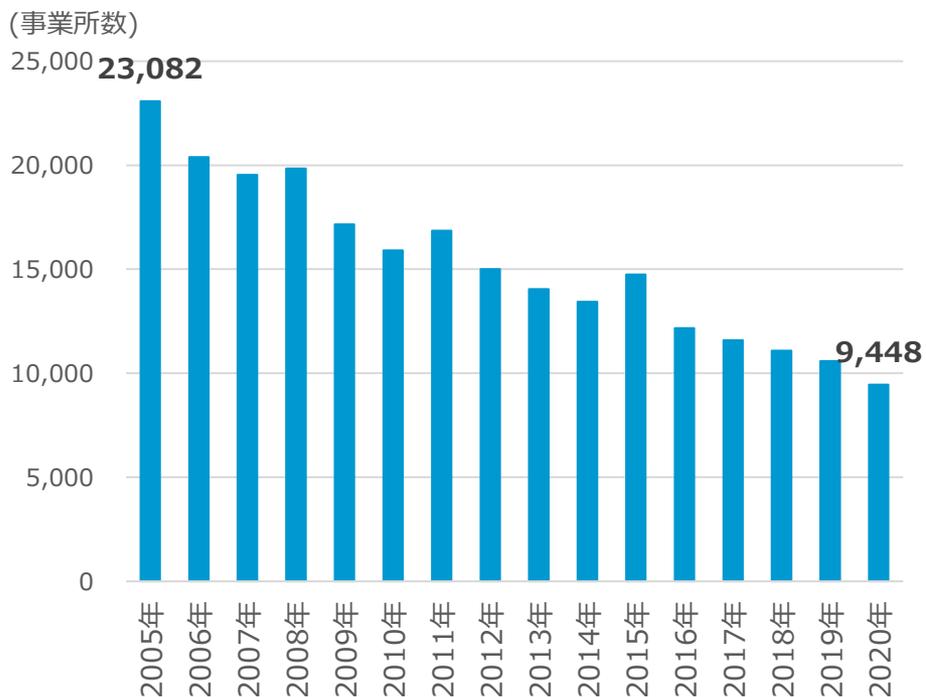
※ 織物・衣服・身の回り品小売業の推移
資料： 商業動態統計

資料： 生産動態統計

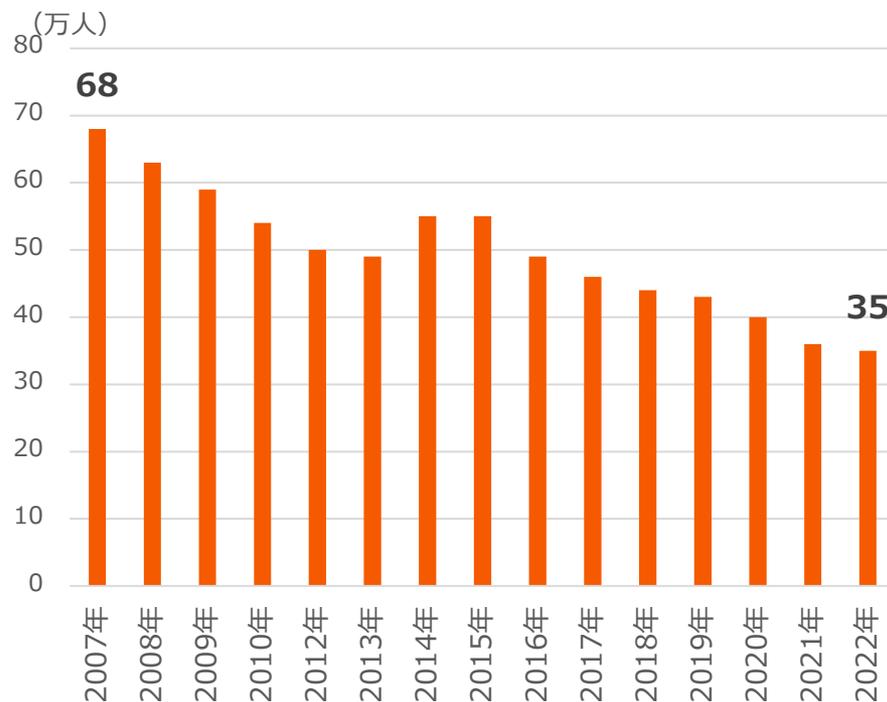
繊維工業における事業者数及び就業者数の推移

- 国内における繊維工業の事業所数は、過去15年で約半分以下となった。また、就業者数も減少傾向。

繊維工業における事業所数の推移



繊維工業における就業者数の推移



※ 1. 従業者 4 人以上の事業所。

※ 2. 繊維工業は、製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業を含む。

資料： 工業統計

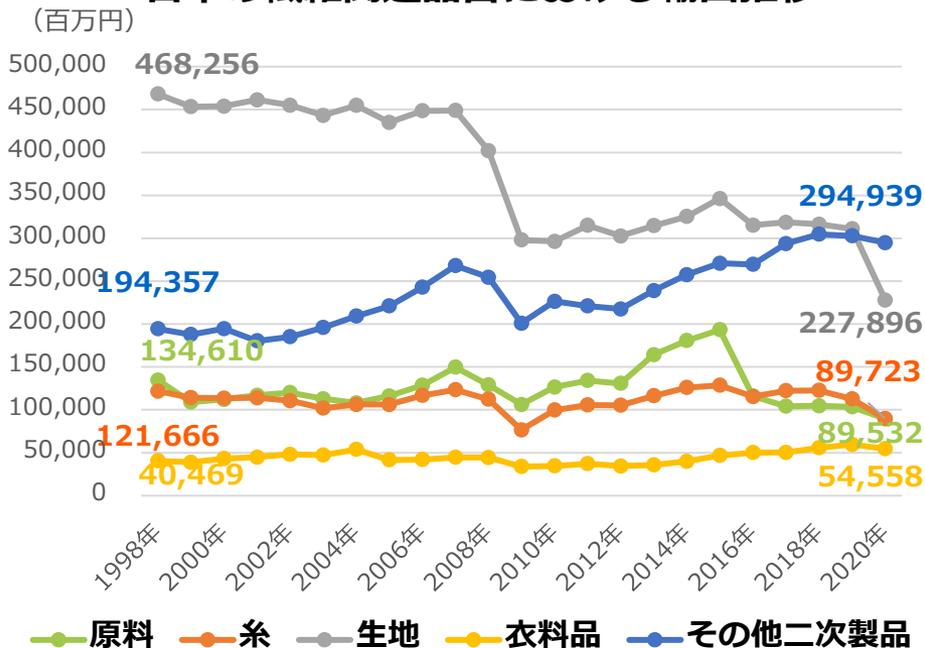
※ 東日本大震災の影響により、2011年データはなし。

資料： 労働力調査

日本からの繊維輸出品目の推移及び輸出先

- 日本からの繊維関連品目の輸出については、1990年代から生地が首位だったが、近年はその他2次製品（フェルトや不織布等）が首位。また、新型コロナウイルス感染拡大により、2020年は大きく減少。
- 衣料品は、アジアのみならず、米国、欧州へ輸出。生地はアジア向けが大半。

日本の繊維関連品目における輸出推移



※ 1. 原料：繭、羊毛、綿、亜麻、合成繊維、再生繊維、半合成繊維等。
 ※ 2. その他2次製品：フェルト、不織布、絨毯、工業用繊維製品、毛布、ベッドリネン等。

資料： Global Trade Atlas

衣料品及び生地の輸出先（2020年）

(輸出額：百万円)

順位	衣料品			生地		
	輸出先	輸出額	割合	輸出先	輸出額	割合
1	中国	13,265	24.3%	中国	76,652	33.6%
2	香港	7,511	13.8%	ベトナム	57,493	25.2%
3	台湾	5,879	10.8%	UAE	9,062	4.0%
4	米国	5,223	9.6%	サウジアラビア	8,677	3.8%
5	韓国	4,506	8.3%	香港	7,983	3.5%
6	フランス	3,085	5.7%	インドネシア	7,690	3.4%
7	スイス	2,458	4.5%	ミャンマー	6,543	2.9%
8	英国	2,208	4.0%	米国	6,410	2.8%
9	イタリア	1,968	3.6%	イタリア	6,306	2.8%
10	シンガポール	1,206	2.2%	バングラデシュ	5,024	2.2%
	輸出総額	54,558		輸出総額	227,896	

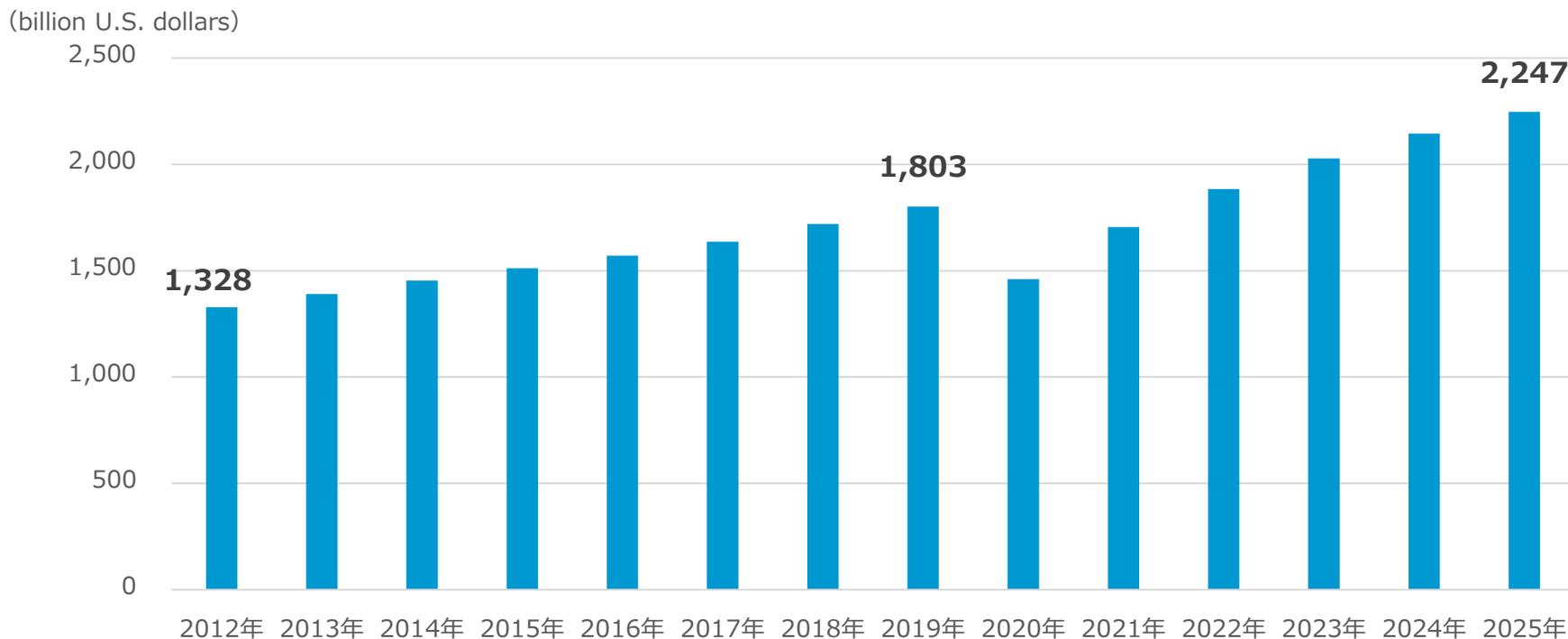
※ 国・地域の区分は、貿易統計における区分に沿ったもの。

資料： Global Trade Atlas

海外展開

- 生地等の日本からの輸出が減少する一方、海外市場は今後も拡大することが予測されている。
- 国内の状況も鑑み、生地や衣料品など、海外展開を進めることが重要。

全世界のアパレル業界の歳入の実績値及び推計値の推移



※ 2019年までが実績。2020年以降は推計。

資料： 令和2年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業<新たな文化創造に資する経済社会のエコシステムに係る調査研究事業>

ビジネスと人権に関する繊維産業の事例

- 繊維産業においては2013年のラナ・プラザの崩壊をはじめ、国内外企業における人権侵害に関する事例が問題視されている。

1997年 ● **米スポーツメーカー・ナイキの児童労働問題**

同社が製品の製造を委託する東南アジアの工場で、児童労働や劣悪な環境での長時間労働などが発覚。NGOがナイキの社会的責任について批判し、世界的な不買運動に。

2013年4月 ● **ラナ・プラザ崩壊**

ファッション業界最悪の事故

2013年4月24日、バングラデシュで、複数の縫製工場が入った複合ビルが崩落。死者1138人、負傷者2500人以上を出す大惨事となった。

2020年3月 ● **豪州戦略政策研究所(ASPI)が“Uyghurs for Sale”を公表**

新疆ウイグル自治区から中国各地にウイグル人が移送・工場で強制労働され、その製品が、グローバル企業のサプライチェーンに組み込まれていると批判。

2020年7～9月 ● **人権侵害への懸念を理由に綿調達の一時停止**

PVH、パタゴニア、H&Mなどのグローバルアパレルが、人権侵害への懸念を理由に新疆ウイグル自治区からの綿の調達を1年以内に停止する旨を宣言。

2020年11月 ● **人権侵害を理由とした米国への輸入差し止め**

米税関・国境警備局（CBP）が「新疆生産建設兵団（XPCC）・同関連団体生産の綿製品輸入に関する違反商品保留命令」を発出。



写真：ロイター/アフロ

労働環境改善に向けた取組

繊維産業の維持・発展に向けた取組（全体概要）

- 繊維業界では、中小企業等における生産性向上を図るため、工場のIT化・デジタル化、研修/セミナー等を通じた人材育成等を行っている。
- また、人材確保のため、①女性や高齢者も働きやすい職場環境の整備、②下請取引の適正化の推進等による適正な賃金水準の確保等に取り組んでいる。

繊維産業の維持・拡大に向けた取組

生産性向上

労働力確保

取引の適正化

女性・高齢者を含めた
国内労働者

検査管理
システム

人時生産性
システム

人材育成

勤怠管理
に関する
IT導入

技能実習

自主
行動計画

パートナーシップ
構築宣言

ACCT
システム

外国人労働者

繊維産業の維持・発展

生産性向上のための取組（IT投資）①

- 「次世代を担う繊維産業企業」の中には、IoT・デジタル化・自動化を積極的に進めることにより、仕様書等の書類の削減や製品設計の時間の短縮化を図るなど、製造現場の生産性を向上させている企業がある。

岩手モリヤ株式会社

- ・2013年からタブレットを活用し、仕様書等の書類を削減。現在、全社員にタブレットを配布し生産管理を行う。生産数量や不良等も確認でき品質向上に寄与。
- ・3DCADによるCADパターン自動化により、ジャケット1着のパターン作成を約1/2に短縮（16時間30分→8時間50分に短縮）。
- ・レンダリングソフトを国内でいち早く導入し、繊維や原反データの入力だけで、デジタル上での仕上がりを確認することが可能となった。



タブレットによる生産管理



3DCADによる工業用パターン作成

「IoT・デジタル化・自動化により縫製前工程の生産性が向上し、直間比率が上がった。」



森奥社長

- 「次世代を担う繊維産業企業」の中には、人時生産性システムや検査管理システムを積極的に導入することにより、多品種・小ロットへの対応力を強化するとともに、短納期化を実現するなど、製造現場の生産性を向上させている企業がある。

秋田ファイブワン工業株式会社

- ・（１）「人時生産性システム」と（２）「検査管理システム」の導入により、生産ラインバランスや検査結果がリアルタイムに大型ディスプレイに反映され、進捗状況の把握が可能となり、多品種・小ロット・短納期化の対応能力を一層高めた。
- ・同時に仕様書・指図書等の帳票類および実績管理資料等のペーパーレス化にも着手することができた。

（１）人時生産性システム

- ①縫製工の各作業後毎に所要時間をタブレットで計測し、データ化。データを社内サーバーへ送信し、蓄積・集計
- ②集計データを基に、リアルタイムでの生産力をディスプレイに表示
- ③ディスプレイ表示を参考にラインバランスを調整

（２）検査管理システム

検査結果をデータで保存・共有することで製品検査の効率化、及び不良品発見からの伝達速度の向上



「人手不足に対応するため、IT化による間接経費の削減を図るとともに、専門性や業務経験のない社員でも働きやすい環境づくりに取り組んでいる。」



佐賀会長

- IT化/DX化を進めることで、勤怠管理業務の効率化や生産性向上等が期待される（その効果として、労働関係法規の遵守徹底等）。
- 特に、管理部門に従事する社員が少ない中小企業・小規模企業にとっては、勤怠管理業務のIT化により、経営者の働き方改革にも資する。

勤怠管理におけるIT導入

出退勤をタイムカード管理から、全て電子化。タイムカードから表計算ソフト等への手入力等の作業を削減。労務管理業務も容易化。



株式会社アリエスにて経済産業省撮影

IT投資

スタッフへタブレット端末を配布し、作業状況を「見える化」することで効率化。



出所：株式会社内田染工場

生産性向上のための取組（省エネ対応）

- 特にエネルギー多消費型産業と言われる染色業をはじめ、川中工程ではエネルギー価格高騰に伴うコスト増加を省エネ対応などによる自助努力によって、一部吸収している。

エネルギー使用量削減の例

- ・排熱等未利用熱を再利用
- ・モータのインバーター化
- ・高効率型変圧器の導入
- ・ボイラの燃料を重油から都市ガスへ更新
- ・工場及び本社蛍光灯を全てLEDへ変更
- ・省エネエアコンへの切り替え



代替エネルギーの活用の例

- ・廃プラスチックを再利用するRPFボイラー（Refuse Paper & Plastic Fuel）を導入。
- ・排出される繊維くずもRPF燃料として再利用。
- ・RPFボイラーの減圧エネルギーを利用した自家発電を導入。
- ・工場の屋根上に太陽光パネルを設置



出典：経済産業省「『次代を担う繊維産業企業100選』事例集」（2023年3月）

- 繊維業界では、育児後の女性を積極的に採用するとともに、従業員のワークライフバランスの充実に積極的に取り組んでいるところ。また、高齢の熟練技術者を維持しながら若手技術者の技能承継にも努めている。

女性従業員の活躍

育児後のお母さんを積極的に採用。お子さんがけがや病気などで急に休まなければならない場合も従業員同士でカバーすることや、経営層もそういった働き方を認めており、誰しもうまく働ける職場となっている。



出所:株式会社寺田ニット HP

高齢者等の活躍

若い人材の獲得に力を入れているが、ベテランの技術も必要。未経験者や技能実習生への指導者としても重要な戦力。また、障がい者の雇用も進めており、トライアルで受け入れ、本採用。



(資料) アリエス株式会社にて経産省撮影

- 繊維業界では、2017年に下請法に基づく自主行動計画を策定し、サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。2023年3月の中小企業政策審議会で指摘のあった価格転嫁、知的財産の取扱い、検査基準の取決めなどを追記し、7/10付けで改訂。
- 更に、下請Gメンから、自主行動計画に記載されている事項の一部が必ずしも徹底されていないとの指摘を受け、7/10付けで「徹底プラン」を策定し、速やかに実行に移していく。

<自主行動計画の概要>

I. 適正取引の推進に関する取組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナースhip構築宣言の推進

II. 付加価値向上等に向けた取組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

III. 普及啓発活動の推進

IV. 自主行動計画のフォローアップ

<徹底プランの概要>

1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。

2. 価格交渉について

- ・コストの上昇による取引価格等の見直しの要請があった場合、事業者間で十分に協議し決定。

3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

4. 分割納入について

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担。

5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。

6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

7. 検査基準

- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。等

自主行動計画実施事項に関する取引実態（METIヒアリング結果）

ヒアリング期間：2023年6月～10月

ヒアリング対象：約100社

エリア) 東北、関東、中部、北陸、中国、四国、九州地域

業種) 紡績、織布、縫製、染色、帆布製造、ニット製造、寝具製造

1. 合理的な価格決定のための取組み

歩引き

● S C M推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人企業及び団体に所属している企業（以下、「会員企業」という。）は、自らの取引先と協議し取引適正化を行う。

- ✓ 歩引きは少数だが存在するが、全くない事業者もいる。
- ✓ 取引先企業の一部には歩引きを行う企業が存在する。（多数のお声あり）

書面化

● 取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。

- ✓ そもそも、明確な契約書の取り交わしがないので、物流費や燃料費などのコスト負担、分割納入時のコスト負担、不良品発生の責任などのほとんどが曖昧な状況。
- ✓ 不良品の発生は、基本的に加工した染工の責任という商慣習。発注指示書も基本的にないので、どういう発注なのか曖昧なものも珍しくない。

取引条件・価格の見直し①

●受注者から**経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請**があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で**取引価格等を決定**する。

●**その他材料費の大幅な変動や物流費の高騰等**、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、**取引価格等**の見直しを検討する。

- ✓ 国内企業はなかなか価格転嫁させてくれない（希望の半値くらい）。その代わりに、仕入れ早めるなどの工夫はしてくれる。
- ✓ 安く作ろうという昔からのつきあいに足を引っ張られ、黒字化が遅れた。
- ✓ 製造原価率が上がっても上代は据え置かれ、そこから何%といった加工賃の決め方が縫製・アパレルの悪しき商慣行。この慣行を見直すべく、我々縫製企業は原価の積み上げによる縫製加工賃を設定すべき話。そのため、設備投資するための原資が確保できない。
- ✓ 公正取引の観点から、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がさらに進むよう、発注元企業を指導いただきたい。
- ✓ エネルギーや原材料等の製造コストアップに対する適正な価格への転嫁や、取引条件改善に向けての環境整備や促進の支援。
- ✓ 縫製加工賃の見積りの前提が時給をもととした工業簿記の考えになっている。高度な技術や手間を時間ではなく付加価値として算出するべきで、そこはアパレルメーカーに訴えていくべきこと。

取引条件・価格の見直し②

●受注者から**経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請**があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で**取引価格等を決定**する。

●**その他材料費の大幅な変動や物流費の高騰等**、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、**取引価格等**の見直しを検討する。

- ✓ 取引先からは上代を前提とした縫製加工賃しか支払われないため、従業員の賃上げを魅力的にできない。その上、休日も少ない。
できれば地元雇用を創出し、過疎化の歯止めをかけていきたい。
- ✓ 価格交渉してみたものの、取引先からは値上げの枠は決まっていると言われ、5%値上げを希望したところ結果2%しか受け入れてもらえなかった（電気料金も最低賃金も上昇しているにもかかわらず）。これがまかり通るのがアパレル縫製業界である。
- ✓ 薬品の値上げに苦慮しており、工賃の上昇につながっている。
- ✓ 昨年3回価格転嫁交渉したが、上がった売上原価のうち5割は吸収できなかった。

2. コスト負担の適正化のための取組み

在庫保管コスト

- 会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、T Aガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する事業者間で協議を行った上で取り決める。
 - 取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
 - 完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、受注者に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。
 - 自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。
 - 発注者は、自らの取引に起因して受注者が労使協定を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金未払いなど、労働基準関係法令に違反することがないように十分配慮する。また、やむを得ず短納期又は追加の発注、追加の仕様変更などを行なう場合には、発注者が適正なコストを負担する。
- ✓ ある染色企業では、複数倉庫を持っており、染色前の生機は6ヶ月後から、加工後の製品は3ヶ月後から保管料が発生することが慣習として残っており、生機は最長6ヶ月、製品は最長3ヶ月まで無料で保管している。

3. 支払条件の改善のための取組み

手形

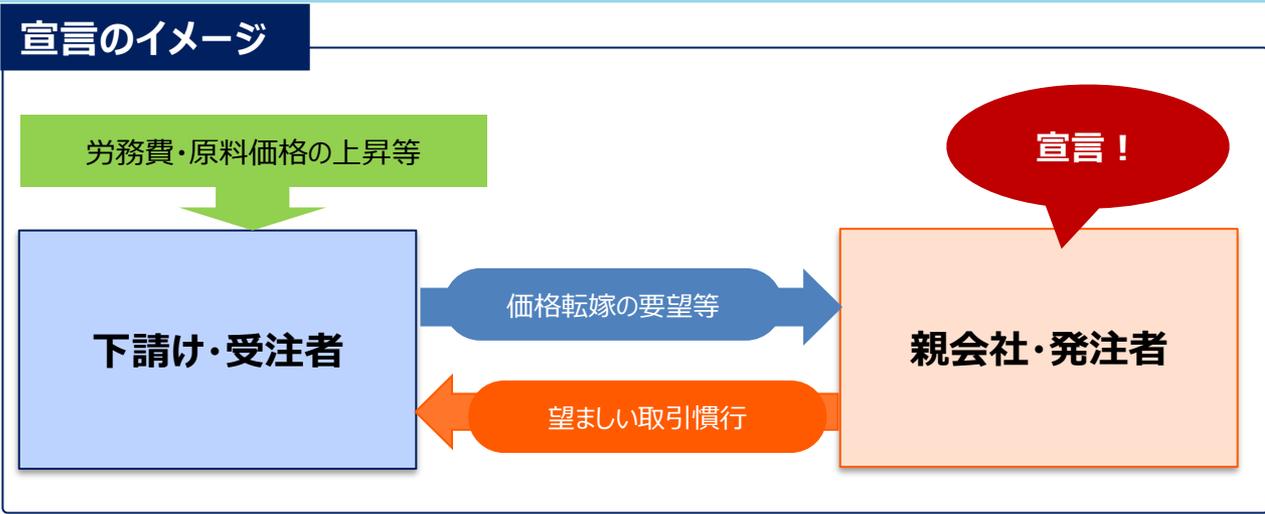
- 下請代金の支払いを出来る限り現金払いとするよう努める。
 - 現金払いが難しい場合、「約束手形」は電子記録債権に移行するよう努め、令和8年を目途に廃止する方向で取り組む。
 - 両団体に加盟している団体(以下、「加盟団体」という)は、約束手形の利用廃止に向けて、主要な会員企業の経営陣に直接働きかけるなど、会員企業における支払の現金化、または電子決済手段への移行を促進するとともに、受け取り側としても対応が出来るように努める。
 - 手形等の支払いサイトは、下請法対象の取引であるか否かを問わず、60日以内を目標として短縮化に努める。
 - 会員企業は、前述の取り組みを繊維業界内の企業間取引から進め、関連する他業界等の環境の整備状況、進捗状況等を勘案した上で、他業界にも対象範囲を広げていく。
-
- ✓ 手形は多くはサイト30～60日で、最大90日だが、月末締めであることを考えると、事実上サイト120日というものも存在することになる。
 - ✓ ある企業が120日手形を使っているという話を聞いている。
 - ✓ 120日手形で支払いを行う取引先がいる。
 - ✓ (METIに対して) 手形廃止にご尽力を頂き感謝。その分が90日後の期日現金となる場合が多く、零細企業にはデメリットになっている。手形廃止と同時に翌月での現金支払いを指針に追加してほしい。

その他サプライチェーンの連携強化に関する要望

- ✓ 発注元は価格を買いたたいてくるにも関わらず、監査にもくる。適正労働ということで、給与明細も開示要求してくる。満足な給与を支払えないのは発注元のせいなのに、このような監査をしてくるのは心外だと思っている。
- ✓ 求人票では月給15万。最近は賞与も出せるようになった。最近是最賃が上がるたびにほぼ全員の給与を上げるようになって大変。
- ✓ 最低賃金ベースで求人を出さざるを得ない。
- ✓ アパレルは原価率を改めて欲しい。セレクトは3割だが、百貨店も22-23%。どうにかして消化率あげてほしい。
- ✓ アパレル企業（取引先）を自社工場（縫製工場）に招待して縫製現場を知ってもらうことが双方の“良好な関係構築”に向けて大切。
- ✓ 日本は上代が決まっているため面白いものづくりはできないが、海外向けは、出し値はそこまで変わらないものの（1.5倍程度の差）、貪欲にクオリティを求めてきて、こちらからの提案も面白いと捉えてくれるため、非常にやりがいを感じる。
- ✓ ものが日本で作れなくなっていく危機感、人材、経営の課題がある。生産サイドからの懇願でも脅しでもなく、きたるべき未来として何も変わらなければ明日がない。それをご理解いただき、共に課題を解決できるようにしていきたい。
- ✓ グリーンやサステナブルなど全体で問題意識を共有し、一緒にできることを考えていきたい。

下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達
の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野
（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの
保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。
- 2023年10月12日時点で繊維工業は462社（全体の約1.3%）（産業界全体では、
34,601社）が宣言。



下請取引の適正化に向けた取組

③ 価格交渉月間FU調査結果の活用

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、下請中小企業からの価格交渉/転嫁についての評価が芳しくない親事業者に対し、2022年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。
⇒ 指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 価格交渉の実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



下請取引の適正化に向けた取組

③ 価格交渉・転嫁の好事例の発信

- 本年9月より価格交渉月間が開始。8月29日には、本年3月の価格交渉FU調査の結果、明らかになった好事例について、経産省HPに公開する形で情報発信しており、多くの発注者側の企業に、参考にしていただきたい。
- また、下請事業者においても、9月1日から価格交渉促進月間の機会を捉えて思い切って価格交渉を申し出ていただきたい。

価格交渉・転嫁の好事例（発注者側の取組）

【進みつつある価格交渉・転嫁の好事例】

経営トップによる発信

- 適正な価格転嫁が行われるよう、**会社を挙げて対応する方針を経営トップが社内・取引先に発信。**

発注者側からの価格交渉の働きかけ

- 調達本部の社員が**取引先を訪問し、能動的な交渉を実施。**
- 「原材料」や「電力」、「労務費」や「運送費」などの**費目を明示した価格交渉用のフォーマットを提示**し、取引先に呼びかけ。

原材料費のみならず、エネルギーコスト・労務費の価格転嫁

- 輸送コストの高騰に対応するため、**原油価格上昇分を考慮した燃料サーチャージを導入**し、契約額に加算して支払い。
- 労務費の値上げに対応する予算を措置**し、適正な転嫁を行う環境を整備。

社内体制の整備

- 取引先との交渉内容を記録し、上長が必ず確認**することをルール化。また、そのデータを社内一元管理し、**交渉の進捗状況や結果を見える化。**

西村経済産業大臣閣議後記者会見（8月29日会見より抜粋）

今回は発注側企業による優良事例、優秀事例も公表をしております。経営トップが率先して価格交渉、転嫁に取り組む旨を、社内外に発信をしている例とか、あるいは価格交渉を発注企業の調達担当者から取引先へ積極的に働きかけている例とか、あるいは原材料費のみならず、エネルギーコスト、あるいは労務費を含めたフォーマットを用意して価格交渉を行う例、こうした交渉、転嫁の優れた事例を公表しておりますので、是非多くの発注者側の企業、参考にしていただければと思います。

9月1日から価格交渉促進月間が始まります。是非下請事業者の皆様におかれては、思い切って価格交渉を申し出ていただければと思います。

発注側も下請に対してしわ寄せをするのは、結局、最終的には自分の首を絞めることになるわけであります。ものが作れない、運べないという事態になりかねませんので、サプライチェーン全体で共存、共栄を図っていく、是非そうした姿勢、価格転嫁に積極的に交渉に応じていただいて、適正な転嫁が実現できるよう、社内隅々まで徹底をしていただきたいと思います。是非、発注側の企業におかれては、交渉に応じていただいて、適正な転嫁を認めていただくようお願いをしたいと思います。繰り返しになりますが、協力企業、下請企業においても、是非積極的に交渉を申し出ていただいて、転嫁を要求していただきたいと思います。我々は全面的に応援していきたいと思います。

取引適正化のための取組（価格転嫁）

- 繊維産業では労働基準関連の法令違反が多く、これはアパレル企業等の下請けである縫製企業等との間で続いてきた長年の取引慣行から、発注工賃が満足に支払われていないことも一因。
- 取引適正化を推進するため、アパレル企業等の発注側企業に対して下請取引パートナーシップ構築宣言の発出や、工程数・素材・ロット数等で適正加工賃（価格）をプライシングする「縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）」の普及を推進。

縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）

▼工程数・素材・ロット数等を入力

標準見積工程一覧
アイテム ジャケット

一覧 ミシン アイロン パーツ縫い

品質ネーム付け>品質ネーム付け(裏付き)>品質ネーム裏地挟み込み 数量 1

品質入れ(裏付き) 挟み込み x1 30秒 ミシン

袖付け(裏付き) 表地>表地袖付け(裏付き)>(裏付き) 首通袖(袖高) 数量 1

袖付け x1 180秒 ミシン
袖山イセ殺しアイロン x1 40秒 アイロン
袖ぐりアイロン
裏地袖付け

前端始末>前端ドンテン>前端ドンテン

前端ドンテン
前端ドンテン段カット
前縫製アイロン
前縫製ドンテンアイロン

御見積書

2018年02月 002-201

株式会社ユニオンドアルファ
〒1500022 東京都渋谷区 道玄坂2-1-12
サウスクロスM小林研
ユニオ東京

各種設定項目値		
標準一着生産時間 (A)	工程数 (73)	334
素材係数 (B)	難度2	1.20
裁断係数 (C)	ストライプ・ボーダー	1.70
ロット係数 (D)	51~100	1.25
弊社係数 (E)		
余裕率 (F)		
見積明細		
一着生産時間 (G) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F)		12,187 秒
生産時間単価 (H)		0.80 円
一着生産見積金額計 (I) = (G) × (H)		9,749 円

付帯費用又は外注費等

▲適正加工賃で見積金額を自動的に算出

(参考) 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート

- 効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。



(出典) 「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」（令和5年6月20日、中小企業庁）

繊維産業における技能実習違反に対する業界団体・政府の取組

- **繊維産業（特に縫製業）**においては、外国人技能実習制度における**法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）**が多く指摘されている。
- 経済産業省は、**技能実習法第54条に基づき**、2018年3月、技能実習に関係する業界団体等を構成員とする「**繊維産業技能実習事業協議会**」を設置（事務局：経済産業省（生活製品課）、日本繊維産業連盟）。直近では、2023年7月25日に第11回協議会を開催。
- 2018年6月に「**繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組**」を決定。**非加盟企業等に対する働きかけ**を含め、繊維業界における**技能実習の適正な実施及び繊維業界の信頼回復等に向けた取組**を実施。

具体的な取組

主務官庁（法務省・厚労省）による適切な法執行等に加え、繊維産業としても、業界団体の主導で、技能実習に係る法令遵守等を徹底。

技能実習に係る法令遵守等の徹底

- ・構成団体傘下の企業への周知・会員企業からの取引先への周知。

取引適正化の一層の推進

- ・日本繊維産業連盟、SCM推進協議会は、「取引ガイドライン」に縫製業を追加。「自主行動計画」を改訂。

発注企業の社会的責任の履行

- ・日本繊維産業連盟は、OECD「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのDDガイダンス」に係る検討。

業界団体における体制等の整備

- ・構成団体は、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を設置。会員企業等の取組状況等をモニタリング。

これまでの成果

- ✓ **業界全体での違反の減少傾向、構成団体参加企業の違反数の減少**は一定の評価。
- ✓ 取引ガイドラインに基づく「聞き取り調査」を毎年実施、SCM協議会にて年1回、自主行動計画実施に係る会員団体の取組・課題を会議にて共有。
- ✓ 「**繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン**」を策定。サプライチェーンを管理すべき**アパレル企業等を含め周知徹底**。
- ✓ 各構成員団体による**会員企業からの定期報告**、技能実習適正化推進委員会及び取引適正化推進委員会を年2回程度開催し、**問題事例、優良事例を含め、必要に応じ更なる改善策等を検討**。

技能実習違反を減らすための更なる取組

- 繊維産業における外国人技能実習制度に係る法令違反を減らすためには、個々の受入事業者や管理団体等に対する労働基準法等に関する周知徹底だけでなく、サプライチェーン全体での法令遵守が必要。(他産業に先駆け)日本繊維産業連盟において、ILO(国際労働機関)による協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定し、サプライチェーンを管理すべきアパレル企業等を含め周知徹底を行っているところ(各経産局や違反の多い地域で法務・厚労省と連携し、技能実習制度や人権等セミナーを開催)。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

- ・2021年7月 繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言
- ・2022年7月 日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定
- ・2022年8月以降 ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催(12回)
- ・2023年2月、4月 社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャピブルを東京にて開催(社会保険労務士39名参加)



＼ 詳細はこちら！ ／



繊維業界における法令遵守の適正化状況の発信

- 一部地域での不祥事の影響により、繊維産業全体の法令遵守に対する姿勢が問題視されている。 繊維業界の内側から見れば、一部地域の問題かもしれないが、他産業から見れば繊維業界全体の問題。 繊維業界全体での改善が必要。
- 「下請事業者のその先の事業者で違法行為が行われていたことは知らなかった」と言っても理解は得られない。 取引先やその先も含めた法令遵守等の徹底が必要。
- 法令違反をゼロにすることが理想だが、「責任ある企業行動ガイドライン」のチェックリストを活用し、業界として外からも見える形で改善状況等をアピールしていくことが重要。

「責任ある企業行動ガイドライン」 チェックリスト

(別冊)

チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について

2022年7月
日本繊維産業連盟

総論

	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
経営トップの関与の下、人権方針を策定しているか？		
策定した方針を自社の事業全体に組み込み浸透させるため、ガイドライン第二部の2.に掲げる人権課題に関連する内部規程や社内規定を整備しているか？		
自社に関連するサプライチェーンが把握できているか？（自社の製品に関して、自社より上りの工程がどのようになっているか（原料調達から紡糸、紡績、染色、製織・製編、染色整理、縫製など）、国の作成などを行い、関係する企業とその所在国やそこで働く労働者を把握することが重要である。現時点でサプライチェーンが把握できていない場合であっても、直接取引先を通じて間接取引先の情報を得るよう働きかけを行うことも1つの手法）		
人権リスクの特定をしているか？ 自社および前項のサプライチェーンにおいて、人権に関する負の影響、つまり誰のどのような人権が企業活動において侵害される可能性があるかを把握しているか？（自社に関するレビュー・チェック・経営リスクではない点に注意）		
何が原因となって負の影響が発生しているもしくはし得るかを検討したか（各論については、以下の各項目を参照）？		
複数の人権リスクがある場合、個々の人権リスクの深刻度を分析し、深刻度の高いものから優先的に取り組むこととしているか？		
サプライチェーンにおける人権リスクを特定し、働きかけを行う際に、取引先と人権尊重の意識共有を図っているか？ 不正取引をしない、取引停止は最後の手段とするなど、適切に取引先への影響力行使を行っているか？		

3.差別

① 確認項目例

<全般>	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
経営トップの宣言により、あらゆる形態の差別を明示的に禁止しているか？ また、方針声明が企業トップからすべての部門にいたるまで定着するよう努力をしているか？		
労働者に対して、その人格を傷つける言動、差別的言動、偏見や伝統的価値観に基づいた偏った処遇を行っているか？		
労働者の構成比率が特定の属性に偏ったものとなっていないか？ 例えば、女性が職位や職能について男性よりも低い地位に集中している性別職業分離が起きていないか、など。		
<採用時>	該当項目に問題がある	該当項目に問題がない
仕事の遂行自体には必要のない、特定のグループに不利に働く条件を、求人条件や採用方針としていないか？（例 女性については結婚していないこと等の条件を課す・採用手続時に妊娠検査の実施を強制したりして妊娠していないことを条件とする、求人広告で特定の年齢層を指定する）		
採用面接時に、職務の遂行に関係のない個人的な情報（例 宗教、出身地、政治的見解、家族構成、介護責任の有無、過去の病歴など）を尋ねていないか？		
結婚や妊娠等の予定について面接で尋ねていないか？		



本チェックリストを用いて事業者が法令遵守や適切な労働環境等の整備の自己確認を行い、その結果について宣言する、自己適合宣言の普及を進める。

(参考) 繊維業界における法令違反の状況

- 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,829件の監督指導を実施し、その73.7%に当たる7,247件で同法令違反が認められた。
- 繊維産業における主な違反事項としては、「年次有給休暇」、「割増賃金の支払」、「医師等からの意見聴取」があげられた。

主な業種に対する監督指導の状況

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	衛生基準	労働時間
機械・金属	3,000	2,023 (67.4%)	安全基準 857(28.6%)	衛生基準 633(21.1%)	労働時間 439(14.6%)
食料品製造	1,479	1,072 (72.5%)	安全基準 513(34.7%)	労働時間 280(18.9%)	医師等からの 意見聴取 209(14.1%)
繊維・衣服	466	318 (68.2%)	年次有給休暇 97(20.8%)	割増賃金の 支払 82(17.6%)	医師等からの 意見聴取 77(16.5%)
建設	1,853	1,542 (83.2%)	割増賃金の 支払 521(28.1%)	年次有給休暇 404(21.8%)	医師等からの 意見聴取 375(20.2%)
農業	249	186 (74.7%)	賃金の支払 65(26.1%)	年次有給休暇 45(18.1%)	安全基準 39(15.7%)
<参考> 全業種	9,829	7,247 (73.7%)	安全基準 2,326(23.7%)	割増賃金の 支払 1,666(16.9%)	医師等からの 意見聴取 1,583(16.1%)

事例

「時間外労働に対する割増賃金が不足している」との申告

概要

- 縫製業の事業場で働く技能実習生から、1か月30時間を超える時間外労働の対価が1時間あたり500円しか支払われない旨の申告があった。
- 調査の結果、時間外・休日労働に対する適正な割増賃金が支払われていないことが認められた。また、寮費として不当に高額な金額が控除されている状況が認められた。

労基署の対応

- 法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告。
→【労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反】
- 賃金から寮費を控除する旨の書面での労使協定は締結されていたものの、控除されていた金額が不当に高額なものであったため、不当に控除している金額を控除しないよう是正勧告。
→【労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反】

指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、割増賃金の不足額と不当に高額に控除していた賃金額、計約200万円が支払われた。

おわりに～繊維・アパレル産業等のサプライチェーン強化に向けて～

- 国内の繊維・アパレル産業は最大の変革期にあり、現下の課題への対応が将来を決するタイミング。持続可能な繊維産業の実現に向け、川上・川中・川下問わず、繊維産業のサプライチェーンに関わるすべての事業者が取組を強化していくことが必要。
- 繊維業界において人手不足は深刻である一方、人権・環境対応もできていない業界は、国籍問わず貴重な人材から選択されない状況。決して特定の地域・職種だけの問題と捉えるのではなく、繊維業界全体で向き合うべき課題である。
- 繊維産業に関わる全ての事業者が、率先して人権等に配慮した労働環境整備を図る必要があることは自明である。労働者の人権対応のため、責任ある企業行動宣言や、出退勤管理の電子化などのIT化を進め、経営層の働き方改革及び企業全体の生産性の向上を目指すこと、受発注企業の取引適正化のためのパートナーシップ構築宣言などに加え、水の使用量やCO2排出量の測定、情報開示、排出対策などの環境対応等にも速やかに取り組むことが求められる。
- また、繊維産業のサプライチェーンの持続可能な維持・発展には、いまこそ、調達企業である川下企業の経営者の強力なトップダウンが不可欠。例えば、MDや購買部が調達先等企業と持続的且つ互いに発展可能な取引を行えているのか総点検の上で適正な取引を行うよう働きかけを推進していただきたい。
- 他方、これらの川上・川中の取り組みに加え、アパレル企業や小売を担う百貨店、GMS等とも一体となった取組も求められている。例えば、アパレル企業や小売企業が川上・川中の繊維事業者を積極的に訪問し、ものづくりの現場を担う方々とのコミュニケーションを密に取ることにより、川上・川中からの付加価値提案を引き出し、その提案や加工賃に対して適正な対価を提供することなどが、サプライチェーンの更なる強化に繋がる。さらに、ものづくりや環境配慮の取組を理解し、消費者に直接訴求していくことも、売り場の付加価値向上に繋がるものである。
- 経済産業省としても、そのような取り組みをしっかりと支援するとともに、サプライチェーン全体で取り組みの強化の動きを注視していく。